

※チェック項目を確認し、支給申請期間内に管轄のハローワークまで提出してください。(★印は必要な場合のみ提出)

訓練終了日	平成 年 月 日	支給申請期間	職業訓練計画実施期間の終了した日の翌日から起算して2か月以内になります
申請事業所名(雇用保険適用事業所番号)		(—)	

【注】上記1～10の申請書類の訂正箇所には訂正印をお願いします。

(裏面へつづく)

No.	必要な 場合 のみ	添 付 書 類	チェック項目	事業主 提出前 確認欄	安定所 確認欄
16	★	訓練経費を事業主が負担していることを確認できる書類(写) (領収書、振込通知書、請求内訳書等) ※経費助成の支給申請を行う場合のみ、提出してください	・事業主が訓練にかかる経費を負担していることを確認するための書類 ・対象労働者が立て替え払いしている場合は対象労働者本人に返金するなどにより事業主が負担していること ☐ 支給申請日までに支払いが完了していること ☐ 《事業主が受講させる場合》訓練経費を事業主が全部負担していること ☐ 《対象者が自発的に受講する場合かつ受講期間中の賃金を支払わない場合》訓練経費の一部又は全部を事業主が負担していること	☐	☐
17	★	訓練期間中の対象労働者の労働条件を確認できる書類(既に提出済みのものを除く)	☐ 対象労働者の労働条件を変更した場合のみ、その内容が確認できる雇用契約書または労働条件通知書等(写)	☐	☐
18	★	生産性要件算定シート (共通要領様式第2号)	・支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が3年前に比べ6%以上伸びていることが要件。※但し、生産性伸び率が1%以上6%未満の場合は20の書類	☐	☐
19	★	生産性要件算定シートの算定の根拠となる証拠書類	・総勘定元帳・損益計算書等	☐	☐
20	★	与信取引等に関する情報提供に係る承諾書 (共通要領様式第3号)	生産性伸び率が1%以上6%未満であるが適用を希望する場合、与信取引のある金融機関の評価を参考とし決定するため金融機関に確認依頼するためのもの	☐	☐
21	★	派遣元事業主による派遣労働者に対する訓練の受講に関する申立書 様式第7号(別添様式2-7)	・支給申請する事業主が派遣法第30条の2第1項にかかる派遣元事業主の場合のみ提出してください	☐	☐

※上記書類の他、労働局が必要と認める書類の提出を求めています。

安定所
担当者
確認印

- 中長期的キャリア形成訓練の対象労働者(次の(1)から(6)のいずれにも該当する労働者であること)
 - (1)中長期的キャリア形成訓練を実施する事業主に従来から雇用されている有期契約労働者等、または新たに雇い入れられた有期契約労働者等であること
 - (2)中長期的キャリア形成訓練を実施する事業主の事業所において、訓練の終了日または支給申請日に雇用保険被保険者であること
 - (3)支給申請日において離職(本人の都合による離職及び天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が困難となったことまたは本人の責めに帰すべき理由による解雇を除く)していない者であること
 - (4)正規雇用労働者等として雇用することを約して雇入れられた労働者(一般職業訓練の修了後に一般職業訓練の評価結果に基づき、正規雇用労働者等への転換を検討することを予定して雇い入れられた労働者は除く)ではないこと
 - (5)事業主が実施する中長期的キャリア形成訓練の趣旨、内容を理解している者であること
 - (6)訓練を実施する事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族(配偶者、3親等以内の血族及び姻族をいう)以外の者であること
- 留意事項

＊所定労働時間外に実施した訓練は、賃金助成・実施助成の助成対象外です。

 - ・中長期的キャリア形成訓練のうち、通学制の訓練については、受講者が計画時間数の8割以上を受講していない場合(受講時間に、対象労働者の自己都合退職、病気、怪我等事業主の責めによらない理由により訓練が実施できなかった時間を加えた時間)は支給されません
 - ・中長期的キャリア形成訓練のうち、通信制の訓練については、厚生労働省が指定する専門実践教育訓練の受講・修了基準を満たしていない場合は支給されません。
- その他
 - ・支給対象となる経費は、訓練計画届を提出した日以降に支払いのあった経費が対象です。
 - ・支給対象となる経費は、支給申請日までに事業主の支払いを終えている経費に限ります。(消費税相当分を含む)

【注】について

様式第7号(別添様式2-4)の⑨欄「訓練生の考察・感想」には、訓練の受講生本人が直筆で記載し、押印してください。後日受講生本人が訓練内容の振り返りができるよう、訓練カリキュラム(様式第3-2(別添1または2))に記入された職務又は教化の内容に対応させ、具体的にどのような内容の訓練を行ったのかわかるように記載してください。どのような訓練によりどのような知識・技能が身についた(身につかなかった)のか難しかった点、工夫した点等の内容を記載してください。単に「難しかった」「ためになった」等感想だけを記載しているものについては、訓練の実施内容・実施状況が確認できないため、支給対象訓練とはなりません。

※支給要件等の詳細については、「キャリアアップ助成金のご案内」(パンフレット)をご確認ください。